

005GBI'ET

363087

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】  
【提出書類】 変更報告書 No. 36  
【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 モルガン信託銀行株式会社代表取締役社長  
サイモン・エフ・ウォール  
【住所又は本店所在地】 東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20  
赤坂パークビルディング  
【報告義務発生日】 平成 17 年 9 月 28 日  
【提出日】 平成 17 年 10 月 3 日  
【提出者及び共同保有者の  
総数 (名)】 7 名  
【提出形態】 連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	三菱自動車工業株式会社
会社コード	7211
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪
本店所在地	〒108-8410 東京都港区港南2丁目16番4号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド
住所又は本店所在地	（本店）シンガポール 068912 168 ロビンソン・ロード キャピタル・タワー （東京支店）〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和48年3月30日
代表者氏名	永瀬 悟
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング モルガン信託銀行株式会社コンプライアンス部 持山剛
電話番号	03-(5573)-1555

(2)【保有目的】

商品有価証券として保有している。

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	525,000,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 525,000,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 525,000,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月26日現在)	S 4,379,576,180
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	11.99
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	11.99

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン株式会社、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー株式会社およびフェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォー株式会社との間で当該株券に係る株券貸借取引契約（当社借入れ）をそれぞれ締結し、当該株券計 525,000,000 株を借り受けています。また、グループ会社である、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（JPMSL）との間に当該株券 690,000,000 株に係る株券貸借取引契約（当社貸付け）を締結し、当該株券 525,000,000 株を貸し出しています。この結果、上記株券貸借取引に基づきフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン株式会社、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー株式会社およびフェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォー株式会社から借り入れた株券はすべて JPMSL に貸し出していることとなります。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	359,625
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	359,625

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド J.P. Morgan Securities Limited
住所又は本店所在地	英国、ロンドン、EC2Y 5AJ、ロンドン・ウォール 125
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成4年4月30日
代表者氏名	ジェームス・T・ブラウン
代表者役職	マネージング・ダイレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルヂング モルガン信託銀行株式会社コンプライアンス部 持山剛
電話番号	03-(5573)-1555

(2)【保有目的】

商品有価証券として保有している。
------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	543,712,433		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 543,712,433	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 200,000		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 543,512,433		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月26日現在)	S 4,379,576,180
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	12.41
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	12.43

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年7月28日	株券	10,000	処分	133円
2005年7月28日	株券	4,000,000	処分	133円
2005年8月2日	株券	1,000,000	処分	134円
2005年8月5日	株券	2,000,000	取得	133円
2005年8月11日	株券	3,000,000	処分	138円
2005年8月15日	株券	6,000	処分	139円
2005年8月16日	株券	100,000	処分	139円
2005年8月16日	株券	1,500,000	処分	139円
2005年8月16日	株券	12,000	処分	140円
2005年8月17日	株券	500,000	処分	142円
2005年8月17日	株券	1,000,000	処分	141円
2005年8月19日	株券	5,000,000	処分	145円
2005年8月19日	株券	2,500,000	処分	147円
2005年8月22日	株券	12,640,117	処分	145円
2005年8月23日	株券	3,000,000	処分	146円
2005年8月24日	株券	50,000,000	処分	146円
2005年8月24日	株券	7,000	取得	146円
2005年8月24日	株券	2,500,000	取得	143円
2005年8月24日	株券	53,570,000	取得	146円
2005年8月25日	株券	8,160,000	取得	149円
2005年8月26日	株券	3,700,000	取得	158円
2005年8月30日	株券	500,000	取得	162円
2005年9月1日	株券	21,000,000	処分	157円
2005年9月7日	株券	90,000	処分	160円
2005年9月7日	株券	12,000	処分	159円
2005年9月8日	株券	10,000	処分	159円
2005年9月8日	株券	13,000	取得	160円
2005年9月9日	株券	3,000,000	処分	168円
2005年9月9日	株券	10,000	処分	161円
2005年9月9日	株券	6,000	処分	160円
2005年9月9日	株券	40,000	取得	163円
2005年9月9日	株券	1,161,000	取得	160円
2005年9月13日	株券	3,600,000	処分	167円
2005年9月13日	株券	584,000	処分	187円
2005年9月13日	株券	34,000	処分	170円
2005年9月13日	株券	22,000	処分	170円
2005年9月13日	株券	6,000	処分	169円

2005年9月13日	株券	1,000	取得	173円
2005年9月13日	株券	45,000	取得	172円
2005年9月13日	株券	155,000	取得	171円
2005年9月14日	株券	5,000,000	処分	188円
2005年9月14日	株券	60,000	取得	178円
2005年9月15日	株券	7,200,000	処分	196円
2005年9月15日	株券	1,168,000	処分	196円
2005年9月15日	株券	5,000	処分	187円
2005年9月16日	株券	3,000,000	処分	196円
2005年9月20日	株券	50,000	取得	238円
2005年9月26日	株券	6,000,000	処分	235円
2005年9月26日	株券	500,000	取得	借入れ
2005年9月27日	株券	3,000,000	処分	223円
2005年9月27日	株券	1,000,000	取得	借入れ
2005年9月28日	株券	9,660,000	取得	219円
2005年9月28日	株券	2,000,000	取得	借入れ
2005年9月28日	株券	8,886,150	取得	235円



(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド(JPMSA)との間で当該株券 690,000,000 株に係る株券貸借取引契約(当社借入れ)を締結し、当該株券 690,000,000 株を借り受けました。また、ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク・リミテッド(JPMWF)との間で当該株券に係る株券貸借取引契約(当社貸出し)を締結し、当該株券 549,182,000 株を貸し出しています。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	3,117,612
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	3,117,612

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション
住所又は本店所在地	(本社)アメリカ合衆国オハイオ州コロンバス市ボラリス・パークウェー1111 (ロンドン支店) 英国 ロンドン市、EC2Y 5AJ、ロンドン・ウォール 125 (東京支店) 〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和43年11月26日
代表者氏名	イアン・ライオール
代表者役職	マネージング・ダイレクター
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング モルガン信託銀行株式会社コンプライアンス部 持山剛
電話番号	03-(5573)-1555

(2)【保有目的】

当社ロンドン支店が株式先渡契約に係わる担保目的で保有している。
---------------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	50,000,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 50,000,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 50,000,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月26日現在)	S 4,379,576,180
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	1.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	1.14

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当無し				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社との間で締結された当該株券に係る株式先渡契約の担保として、当社とフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社との間で当該株券に係る消費貸借契約(当社借入れ)を締結し、当該株券 50,000,000 株を借り受けました。また、グループ会社である、ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク・リミテッド (JPMWF) との間で当該株券 50,000,000 株に係る株券貸借取引契約(当社貸付け)を締結し、当該株券 50,000,000 株を貸し出しました。この結果、上記担保契約に基づきフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社から借り入れた株券はすべて JPMWF に貸し出していることとなります。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	—
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	—

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク J.P. Morgan Whitefriars Inc.
住所又は本店所在地	(本社)アメリカ合衆国 10017 ニューヨーク、パークアベニュー270 (英国支店) 英国、ロンドン市、EC2Y 5AJ、ロンドン・ウォール 125
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成4年11月1日
代表者氏名	M.M モーゼス
代表者役職	ダイレクター
事業内容	J.P.モルガン・グループにおける株式（現物およびデリバティブ）を集中保有して リスクを一元的に管理する（いわゆるブッキングオフィスとなる）こと。

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング モルガン信託銀行株式会社コンプライアンス部 持山剛
電話番号	03-(5573)-1555

(2)【保有目的】

商品有価証券として保有している。
------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	54,534,755		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 54,534,755	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 54,534,755		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月26日現在)	S 4,379,576,180
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	1.25
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	1.23

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月3日	株券	2,941,000	処分	134円
2005年8月3日	株券	2,941,000	取得	68円 優待株の転換
2005年8月5日	株券	423,000	処分	133円
2005年8月8日	株券	423,000	取得	133円
2005年8月9日	株券	2,000	取得	134円
2005年8月10日	株券	2,000	取得	138円
2005年8月10日	株券	145,000	取得	138円
2005年8月11日	株券	145,000	処分	136円
2005年8月12日	株券	3,000	取得	137円
2005年8月12日	株券	10,000	取得	137円
2005年8月15日	株券	115,000	処分	137円
2005年8月15日	株券	9,000	処分	137円
2005年8月16日	株券	6,000	取得	139円
2005年8月16日	株券	100,000	取得	139円
2005年8月18日	株券	1,000	取得	143円
2005年8月18日	株券	13,000	取得	142円
2005年8月19日	株券	4,000	取得	146円
2005年8月19日	株券	10,000	取得	147円
2005年8月22日	株券	12,644,117	取得	145円
2005年8月23日	株券	9,000	取得	146円
2005年8月24日	株券	47,058,000	取得	68円 優待株の転換
2005年8月24日	株券	2,500,000	処分	143円
2005年8月24日	株券	100,628,000	処分	145円
2005年8月24日	株券	50,005,000	取得	146円
2005年8月25日	株券	16,000	取得	149円
2005年8月25日	株券	8,160,000	処分	149円
2005年8月26日	株券	3,000	取得	149円
2005年8月26日	株券	3,700,000	処分	158円
2005年8月30日	株券	128,000	処分	158円
2005年8月30日	株券	3,000,000	処分	159円
2005年8月30日	株券	2,000	処分	160円
2005年8月31日	株券	2,000	処分	162円
2005年8月31日	株券	125,000	取得	162円
2005年9月1日	株券	21,000,000	取得	157円
2005年9月1日	株券	253,000	取得	161円
2005年9月1日	株券	12,002,000	処分	161円
2005年9月2日	株券	14,000	処分	157円
2005年9月2日	株券	14,000	取得	157円

2005年9月2日	株券	2,000,000	取得	159円
2005年9月5日	株券	2,000,000	処分	161円
2005年9月6日	株券	5,000,000	処分	161円
2005年9月6日	株券	408,000	処分	161円
2005年9月6日	株券	27,000	取得	161円
2005年9月6日	株券	5,000,000	取得	159円
2005年9月7日	株券	12,000	処分	159円
2005年9月7日	株券	9,000	取得	160円
2005年9月8日	株券	20,000	処分	159円
2005年9月8日	株券	26,000	取得	160円
2005年9月9日	株券	3,700,000	取得	167円
2005年9月12日	株券	620,000	処分	171円
2005年9月12日	株券	15,000	取得	172円
2005年9月13日	株券	1,777,000	処分	187円
2005年9月13日	株券	25,000	処分	179円
2005年9月13日	株券	30,000	取得	178円
2005年9月13日	株券	2,500,000	取得	187円
2005年9月14日	株券	5,500,000	処分	188円
2005年9月14日	株券	750,000	処分	177円
2005年9月14日	株券	5,933,000	取得	188円
2005年9月16日	株券	2,000,000	処分	195円
2005年9月16日	株券	7,000	処分	209円
2005年9月20日	株券	6,993,000	処分	238円
2005年9月20日	株券	2,660,000	処分	206円
2005年9月20日	株券	27,941,176	取得	<del>68円</del> 優待株
2005年9月21日	株券	500,000	処分	229円
2005年9月21日	株券	84,000	処分	254円
2005年9月21日	株券	1,000	処分	237円
2005年9月21日	株券	96,000	取得	227円
2005年9月21日	株券	7,352,941	取得	<del>68円</del> 優待株
2005年9月22日	株券	19,116,000	処分	68円
2005年9月22日	株券	13,000	処分	225円
2005年9月22日	株券	553,000	取得	225円
2005年9月22日	株券	12,345,679	取得	<del>81円</del> 優待株
2005年9月26日	株券	538,000	処分	223円
2005年9月26日	株券	7,000	処分	222円
2005年9月26日	株券	13,000	取得	223円
2005年9月27日	株券	43,000	処分	230円
2005年9月27日	株券	1,000	処分	216円
2005年9月27日	株券	84,000	取得	230円

転換

転換

転換



2005年9月27日	株券	7,369,000	取得	219円
2005年9月28日	株券	6,886,150	処分	235円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

グループ会社である、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク (JPMCB) との間で当該株券 50,000,000 株に係る株券貸借取引契約 (当社借入れ) を締結し、当該株券 50,000,000 株を借り受けました。また、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド (JPMSL) との間で当該株式に係る株券貸借取引契約 (当社借入れ) を締結し、当該株券 549,182,000 株を借り受けています。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	4,068,328
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	<del>2,952,185</del> 4,068,328

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者）／5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（ユークー）・リミテッド
住所又は本店所在地	英国 EC2Y 5AJ ロンドン、ロンドン・ウォール 125
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 49 年 2 月 27 日
代表者氏名	パブロ・フォレロ
代表者役職	ダイレクター
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒107-6151 東京都港区赤坂 5 丁目 2 番 20 号 赤坂パークビルディング モルガン信託銀行株式会社コンプライアンス部 持山剛
電話番号	03-(5573)-1555

(2)【保有目的】

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部として、日本株券を保有するファンドでの買付にかかるもので、純投資を目的としている。

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			98,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 98,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 98,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月26日現在)	S 4,379,576,180
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.00

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月18日	株券	2,404,000	取得	135円
2005年9月2日	株券	2,859,000	処分	158円
2005年9月2日	株券	50,000	処分	157円
2005年7月1日	株券	281,000	処分	現物移管
2005年7月12日	株券	3,400,000	128	140円
2005年8月18日	株券	2,404,000	142	135円
2005年9月2日	株券	2,859,000	処分	158円
2005年9月2日	株券	50,000	処分	157円
2005年9月6日	株券	85,000	処分	158円
2005年9月12日	株券	100,000	処分	171円
2005年9月14日	株券	6,800,000	処分	188円
2005年9月15日	株券	7,985,000	処分	192円
2005年9月16日	株券	230,000	処分	203円
2005年9月20日	株券	4,291,000	処分	225円
2005年9月20日	株券	1,677,000	処分	235円
2005年9月21日	株券	1,808,000	処分	235円
2005年9月21日	株券	60,000	処分	237円

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

## (6) 【保有株券等の取得資金】

## ① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	11,200
上記内訳 (具体的に)	顧客資産
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	11,200

## ② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者）／6】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
住所又は本店所在地	本店）アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州 ニューヨーク ファイフス・アベニュー ー522 （東京支店）〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルヂング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和59年2月7日
代表者氏名	川久保 福生
代表者役職	日本における代表者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルヂング モルガン信託銀行株式会社コンプライアンス部 持山剛
電話番号	03-(5573)-1555

(2)【保有目的】

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部として、日本株券を保有するファンドでの買付にかかるもので、純投資を目的としている。
--

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			137,000
新株引受権証書(株)	A	--	G
新株予約権証券(株)	B	--	H
新株引受権付社債券(株)	C	--	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 137,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 2,727,000		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q -2,590,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月26日現在)	S 4,379,576,180
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	-0.06
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	-0.06

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月18日	株券	239,000	取得	143
2005年9月1日	株券	1,819,000	処分	159 (信用取引)
2005年9月2日	株券	235,000	処分	158 (信用取引)
2005年9月2日	株券	540,000	処分	159 (信用取引)
2005年9月2日	株券	95,000	処分	160 (信用取引)
2005年9月5日	株券	14,000	取得	159 (信用取引/買戻し)
2005年9月6日	株券	52,000	処分	161 (信用取引)
2005年9月21日	株券	102,000	処分	237

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

## (6) 【保有株券等の取得資金】

## ① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	19,591
上記内訳 (具体的に)	顧客資産
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	19,591

## ② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者）／6】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
住所又は本店所在地	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年10月18日
代表者氏名	三木 桂一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業及び投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング モルガン信託銀行株式会社コンプライアンス部 持山剛
電話番号	03-(5573)-1555

(2)【保有目的】

投資一任契約及び投資信託による純投資
--------------------



## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			1,637,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,637,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,637,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月26日現在)	S 4,379,576,180
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.04
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年9月28日	株券	548,000	取得	224
2005年9月28日	株券	1,089,000	取得	234

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	522,454
上記内訳 (具体的に)	顧客資産
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	522,454

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド  
(J.P. Morgan Securities Asia Private Ltd.)
- (2) ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド (J.P. Morgan Securities Limited)
- (3) ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション  
(J.P. Morgan Chase Bank, National Association)
- (4) ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク (J.P. Morgan Whitefriars Inc.)
- (5) ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント (ユークー)・リミテッド  
(J.P. Morgan Asset Management (UK) Limited)
- (6) ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
- (7) ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	1,173,247,188		1,872,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 1,173,247,188	N	O 1,872,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 2,927,000		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,172,192,188		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月26日現在)	S 4,379,576,180
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	<del>26.99</del> 26.76
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	26.73

## 委任状

シンガポール国 068912、168 ロビンソン・ロード、キャピタル・タワーに本店を有し、日本国東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビルディングに東京支店を有すジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに事務所を有するモルガン信託銀行株式会社のサイモン・ウォールズを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は2005年4月8日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・  
アジア・プライベート・リミテッド

日本における代表者  
永瀬 悟



**POWER OF ATTORNEY**

**THIS POWER OF ATTORNEY** is granted by way of Deed on this 23rd day of March 2005, whereby **J.P. Morgan Securities Ltd.**, a company incorporated under the laws of England and Wales under registration number 2711006 whose registered office is situated at 125 London Wall, London EC2Y 5AJ (the "Company"), hereby appoints **Simon F. Walls**, Representative Director and President, of **J.P. Morgan Trust Bank Ltd.** with offices at Akasaka Park building, 5-20, Akasaka 5-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, as its Attorney (the "Attorney"). The appointment of the Attorney hereunder shall be for the following purposes:

1. To prepare, execute and file (as a deed or otherwise) on behalf of the Company and with the Company's approval the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges.
3. The Company hereby agrees for the named attorneys to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

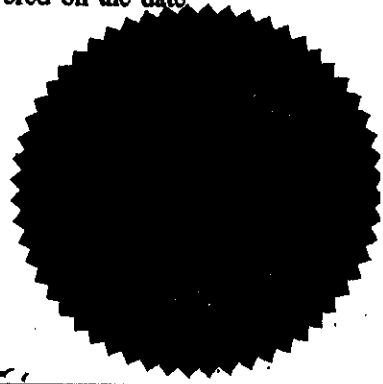
The Attorney is not authorised to sub-delegate or substitute to any other person any of the powers or authority granted to him under this Power of Attorney.

**THIS POWER OF ATTORNEY** shall, unless expressly revoked or terminated in writing by the Company, continue in full force and effect for a period of 1 year from the date hereof or, if earlier, until such time as the Attorney ceases to be an employee of JPMorgan Chase & Co. or any of its subsidiaries or affiliates.

**THIS POWER OF ATTORNEY** shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of England.

**IN WITNESS WHEREOF** this Power of Attorney is executed as a Deed and delivered on the date written at the start of this Deed.

The common seal of )  
 J.P. Morgan Securities Ltd. )  
 was affixed in the )  
 presence of: )



*James T. Brown*  
 \_\_\_\_\_  
 James T. Brown  
 Managing Director

*M F Vance*  
 \_\_\_\_\_  
 M F Vance  
 Joint Secretary

J.P. Morgan Securities Ltd.  
 125 London Wall, London, EC2Y 5AJ  
 Tel: +44 (0)20 7777 2000 • Fax: +44 (0)20 7777 3496

(訳文)

## 委任状

英国 ロンドン EC2Y 5AJ, ロンドン・ウォール 125 に本店を有し、英国およびウェールズ法に基づき設立された、登録番号 2711006 のジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッドは、2005年3月23日付で、東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに事務所を有するモルガン信託銀行株式会社代表取締役社長サイモン・エフ・ウォールズを代理人と定め、当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式（以下「発行会社」という。）の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社に送付すること。
3. 当社は、上記代理人が当社のために全ての銘柄についての大量保有報告書、変更報告書およびその他の報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することに合意する。

代理人は、本委任状に基づき付与された権限を如何なる者にも再委任してはならない。

本委任状は、当社が書面にて明示的には帰しない限り、その有効期限は上記日付から12ヶ月間または、上記代理人がジェー・ピー・モルガン・チェース・カンパニーもしくはその子会社の職員でなくなるまでのいずれか早い期日までとする。

本委任状は、英国法に準拠するものとする。

上記の証として、当社は冒頭の記載の日付を持って本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズの代表印は下記の社の面前で押印された。

(署名)  
\_\_\_\_\_  
ジェームス・T. ブラウン  
マネージング・ダイレクター

(署名)  
\_\_\_\_\_  
M・E. バンス  
ジョイント・セクレタリー

**POWER OF ATTORNEY**

**THIS POWER OF ATTORNEY** is granted by way of Deed on this 11th day of April 2005, whereby **JPMorgan Chase Bank, National Association**, a banking association organised under the laws of the United States with its main office at 1111 Polaris Parkway, Columbus, Ohio 43271, U.S.A. acting through its London Branch, at 125 London Wall, London EC2Y 5AJ (the "Company"), hereby appoints **Simon F. Walls**, Representative Director and President, of **J.P. Morgan Trust Bank Ltd.** with its office at Akasaka Park building, 2-20, Akasaka 5-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, as its Attorney (the "Attorney"). The appointment of the Attorney hereunder shall be for the following purposes:

1. To prepare, execute and file (as a deed or otherwise) on behalf of the Company and with the Company's approval the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges.
3. The Company hereby agrees for the Attorney to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

The Attorney is not authorised to sub-delegate or substitute to any other person any of the powers or authority granted to him under this Power of Attorney.

**THIS POWER OF ATTORNEY** shall, unless expressly revoked or terminated in writing by the Company, continue in full force and effect for a period of 1 year from the date hereof or, if earlier, until such time as the Attorney ceases to be an employee of **JPMorgan Chase & Co.** or any of its subsidiaries or affiliates.

**THIS POWER OF ATTORNEY** shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of England.

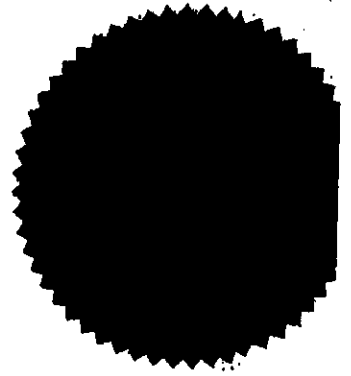
**JPMorgan Chase Bank, National Association**  
125 London Wall, London, EC2Y 5AJ

Tel: +44 (0)20 7777 2000 • Fax: +44 (0)20 7777 3496

Organized under the laws of U.S.A. with limited liability. Main Office 1111 Polaris Parkway, Columbus, Ohio 43271  
Registered as a branch in England & Wales branch No. 8400746. Registered Branch Office 125 London Wall, London EC2Y 5AJ  
Authorised and regulated by the Financial Services Authority

IN WITNESS WHEREOF this Power of Attorney is executed as a Deed and delivered on the date written at the start of this Deed.

The Corporate seal of )  
JPMorgan Chase Bank, N.A. )  
was affixed in the )  
presence of: )



Ian Lyall  
Managing Director

M F Vance  
Assistant Corporate Secretary

JPMorgan Chase Bank, National Association

125 London Wall, London, EC2Y 5AJ

Tel: +44 (0)20 7777 2000 • Fax: +44 (0)20 7777 3496

Organized under the laws of U.S.A. with limited liability. Main Office 1111 Polaris Parkway, Columbus, Ohio 43271  
Registered as a branch in England & Wales branch No. 2000745. Registered Branch Office 125 London Wall, London EC2Y 5AJ.  
Authorized and regulated by the Financial Conduct Authority



(訳文)

## 委任状

アメリカ合衆国デラウェア法に基づき設立され、主たる営業所をアメリカ合衆国 48271 オハイオ州、コロンバス、ポラリスパークウェイ 1111 に有し、英国支店をロンドン EC2Y 5AJ, ロンドン・ウォール 125 に支店を有するジェー・ピー・モルガン・チェース・バンクは、2005年4月11日付で、東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに事務所を有するモルガン信託銀行株式会社代表取締役社長サイモン・エフ・ウォールズを代理人と定め、当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式（以下「発行会社」という。）の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社に送付すること。
3. 当社は、上記代理人が当社のために全ての銘柄についての大量保有報告書、変更報告書およびその他の報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することに合意する。

代理人は、本委任状に基づき付与された権限を如何なる者にも再委任してはならない。

本委任状は、当社が書面にて明示的には帰しない限り、その有効期限は上記日付から12ヶ月間または、上記代理人がジェー・ピー・モルガン・チェース・カンパニーもしくはその子会社の職員でなくなるまでのいずれか早い期日までとする。

本委任状は、英国法に準拠するものとする。

上記の証として、当社は冒頭の記載の日付を持って本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンクの代表印は下記の社の面前で押印された。

(署名)  
\_\_\_\_\_  
イアン・ライオール  
マネージング・ダイレクター

(署名)  
\_\_\_\_\_  
M・F. バンス  
アシスタント・コーポレート・セクレタリー

POWER OF ATTORNEY

THIS POWER OF ATTORNEY is granted by way of Deed on this 22nd day of March 2005, whereby J.P. Morgan Whitefriars Inc., a corporation organised and existing under the laws of the State of Delaware, U.S.A. with principal office at 270 Park Avenue, New York 10017, U.S.A. acting through its London Branch, at 125 London Wall, London EC2Y 5AJ (the "Company"), hereby appoints Simon F. Walls, Representative Director and President, of J.P. Morgan Trust Bank Ltd. with offices at Akasaka Park building, 5-20, Akasaka 5-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its Attorney (the "Attorney"). The appointment of the Attorney hereunder shall be for the following purposes:

1. To prepare, execute and file on behalf of the Company and with the Company's approval the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges.
3. The Company hereby agrees for the named attorneys to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

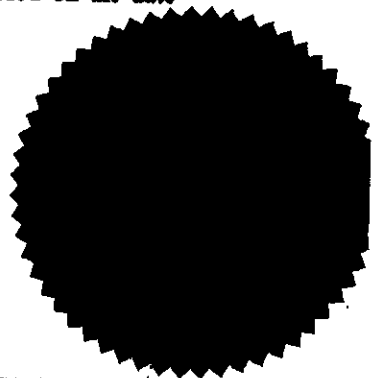
The Attorney is not authorised to sub-delegate or substitute to any other person any of the powers or authority granted to him under this Power of Attorney.

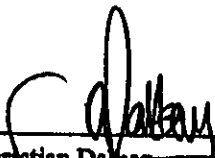
THIS POWER OF ATTORNEY shall, unless expressly revoked or terminated in writing by the Company, continue in full force and effect for a period of 1 year from the date hereof or, if earlier, until such time as the Attorney ceases to be an employee of JPMorgan Chase & Co. or any of its subsidiaries or affiliates.

THIS POWER OF ATTORNEY shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of England.

IN WITNESS WHEREOF this Power of Attorney is executed as a Deed and delivered on the date written at the start of this Deed.

The corporate seal of )  
J.P. Morgan Whitefriars Inc. )  
was affixed in the )  
presence of: )



  
\_\_\_\_\_  
Christian Daiban  
Director

  
\_\_\_\_\_  
M F Vance  
Assistant Corporate Secretary

(訳文)

## 委任状

アメリカ合衆国デラウェア法に基づき設立され、主たる営業所をアメリカ合衆国 10017 ニューヨーク、パークアベニュー270 に有し、英国支店をロンドン EC2Y 5AJ, ロンドン・ウォール 125 に支店を有するジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インクは、2005年3月22日付で、東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに事務所を有するモルガン信託銀行株式会社代表取締役社長サイモン・エフ・ウォールズを代理人と定め、当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式（以下「発行会社」という。）の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社に送付すること。
3. 当社は、上記代理人が当社のために全ての銘柄についての大量保有報告書、変更報告書およびその他の報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することに合意する。

代理人は、本委任状に基づき付与された権限を如何なる者にも再委任してはならない。

本委任状は、当社が書面にて明示的には帰しない限り、その有効期限は上記日付から12ヶ月間または、上記代理人がジェー・ピー・モルガン・チェース・カンパニーもしくはその子会社の職員でなくなるまでのいずれか早い期日までとする。

本委任状は、英国法に準拠するものとする。

上記の証として、当社は冒頭の記載の日付を持って本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズの代表印は下記の社の面前で押印された。

(署名)

クリスチャン・ダルバン  
ダイレクター

(署名)

M・F. バンス  
アシスタント・セクレタリー

# JPMorgan Fleming

Asset Management

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited, a company incorporated under the law of England and Wales under registration number 1161446 whose registered office is situated at 10 Aldermanbury, London EC2V 7RF, England (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Simon F. Walls, Representative Director and President of J.P. Morgan Trust Ltd. with offices at Akasaka Park building, 5-20, Akasaka 5-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan; and
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges.

THIS POWER OF ATTORNEY shall remain effective for 1 year unless the Company expressly revokes or terminates this in writing, or until such time as the Attorney ceases to be an employee of J.P. Morgan Trust Ltd.


The Company hereby agrees for the named attorneys to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.


The named attorney is not authorised to sub-delegate or substitute to any other person any of the powers or authority granted to him under this Power of Attorney.

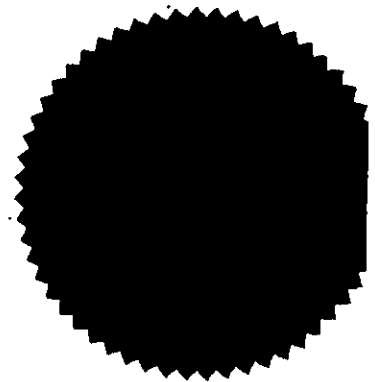
THIS POWER OF ATTORNEY shall be governed by and construed in accordance with the laws of England.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 10 day of March 2005.

The common seal of  
J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited  
was affixed in the  
presence of:

  
Name: MARTIN PORTER  
Title: GLOBAL HEAD OF  
EQUITIES & BALANCES

  
Name: Y.Y. MAXWELL  
Title: COMPANY SECRETARY



JPMorgan Fleming Asset Management  
Finsbury Dials, 20 Finsbury Street, London, EC2Y 9AQ  
Tel: 0800 727770

JPMorgan Fleming Asset Management is a trading name of J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited.  
Registered in England & Wales No. 1161446. Registered Office 10 Aldermanbury, London EC2V 7RF. Authorised and regulated by the Financial Services Authority.  
For your protection, calls may be recorded and randomly monitored.

(訳文)

## 委任状

英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマンブリー10に本店を有し、英国法およびウェールズ法に基づき設立された、登録番号 1161446 のジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユークー) リミテッド (以下「当社」という。) は、東京都港区赤坂5丁目2番20号に事務所を有するモルガン信託銀行株式会社の代表取締役社長サイモン・エフ・ウォールズを代理人と定め、当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式 (以下「発行会社」という。) の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。

本委任状は、当社が書面にて明示的には帰しない限り、または上記代理人がモルガン信託銀行株式会社の従業員でなくなる限り、下記日付から1年間効力が持続するものとする。

当社は、上記代理人が当社のために全ての銘柄について大量保有報告書または変更報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することに合意する。

代理人は、本委任状に基づき付与された権限を如何なる者にも際委任してはならない。

本委任状は、英国法に準拠するものとする。

上記の証として、当社は、2005年8月10日、権限ある役員をして本委任状に署名・押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユークー) リミテッドの代表印は下記の社の前で押印された。

(署名)

マーティン・ポーター  
グローバル・ヘッド・オブ・  
エクイティーズ・アンド・バランスド


(署名)

Y. Y. マックスウェル  
秘書役

**SECRETARY'S CERTIFICATE**

I, **Yeng Yeng Maxwell**, Company Secretary, of **JPMorgan Asset Management (UK) Limited** (the "Company") do hereby confirm:

1. That **J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited** changed its name to **JPMorgan Asset Management (UK) Limited** on 3 May 2005.
2. That the above Company changed its registered address from 10 Aldermanbury, London, EC2V 7RF, England to 125 London Wall, London, EC2Y 5 AJ, England on 3 May 2005.
3. The Power of Attorney issued by the Company to **Simon F. Walls** of **JP Morgan Trust Bank Limited** on 10 March 2005 is still effective.

  
.....  
**Yeng Yeng Maxwell**, Company Secretary  
**JPMorgan Asset Management (UK) Limited**  
Date: 11 May 2005

**JPMorgan Asset Management (UK) Limited**  
125 London Wall, London, EC2Y 5AJ  
Tel: +44 (0)20 7777 2000

JPMorgan Asset Management is a trading name of JPMorgan Asset Management (UK) Limited.  
Registered in England & Wales No. 1161446. Registered Office 125 London Wall, London EC2Y 5AJ. Authorised and regulated by the Financial Services Authority.  
For your protection, calls may be recorded and randomly monitored.



**CERTIFICATE OF INCORPORATION  
ON CHANGE OF NAME**

Company No. 1161446

The Registrar of Companies for England and Wales hereby certifies that


J.P. MORGAN FLEMING ASSET MANAGEMENT (UK) LIMITED

having by special resolution changed its name, is now incorporated  
under the name of

JPMORGAN ASSET MANAGEMENT (UK) LIMITED

Given at Companies House, London, the 3rd May 2005

CERTIFIED TRUE COPY OF THE ORIGINAL

  
YENG MAXWELL  
COMPANY SECRETARY



THE OFFICIAL SEAL OF THE  
REGISTRAR OF COMPANIES



*Companies House*  
— for the record —





(訳文)

## 商号変更の証明書

会社番号 1161446

イングランド・アンド・ウェールズの会社登記官は、ジェー・ビー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユーケー) リミテッドが、その特別決議をもって商号をジェー・ビー・モルガン・アセット・マネジメント (ユーケー) リミテッドに変更し、新商号を 2005 年 5 月 3 日に当登記所に登記したことを証明します。

[会社登記官の公印]

本証明書の真正な写しであることを証明する。

(署名)

\_\_\_\_\_

イエン・イエン・マックスウェル  
秘書役

会社登記所

## 委任状

アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州ニューヨーク、フィフス・アベニュー522 に本店を有し、日本国東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに東京支店を有するジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「当社」という。）は、東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに事務所を有するモルガン信託銀行株式会社のサイモン・ウォールズを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005年 8月24日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・  
マネージメント・インク

日本における代表  
川久保 福生



KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited, a company incorporated under the laws of England and Wales under registration number 1161446 whose registered office is situated at 10 Aldermanbury, London EC2V 7RF, England (the "Company"), hereby appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune, with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare and file with the Director of Kanto Local Finance Bureau through EDINET or in paper the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan; and
2. To send copies of the Report to the Issuing Companies;

The Company hereby agrees for the named attorneys to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.


The named Attorneys are not authorised to sub-delegate or substitute to any other person any of the powers or authority granted to them under this Power of Attorney.

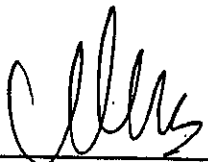
**THIS POWER OF ATTORNEY** shall remain effective for 1 year unless the Company expressly revokes or terminates this in writing, or until such time as the Attorney ceases to be an attorney of Anderson Mori & Tomotsune.

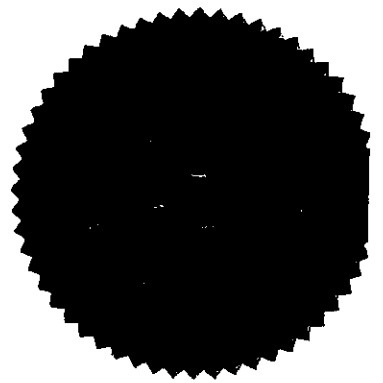
**THIS POWER OF ATTORNEY** shall be governed by, and construed in accordance with the laws of England.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 10 day of March 2005.

The common seal of  
J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited  
was affixed in the  
presence of:

  
Name: MARTIN PORTER  
Title: GLOBAL HEAD OF  
EQUITIES & BALANCED

  
Name:  
Title: Y.Y. MAXWELL  
COMPANY SECRETARY



JPMorgan Fleming Asset Management  
Finsbury Dials, 20 Finsbury Street, London, EC2Y 9AQ  
Tel: 0800 727770

(訳文)

## 委任状

英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマンブリー10に本店を有し、英国法およびウェールズ法に基づき設立された、登録番号 1161446 のジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユークー) リミテッド (以下「当社」という。) は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成し、EDINETまたは紙面により関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社へ送付すること。

当社は、上記代理人が当社のためにすべての銘柄について大量保有報告書、変更報告書または訂正報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれをオリジナルとして使用することに合意する。

上記代理人は、本委任状で付与された権限を再委任することはできない。

本委任状は、当社が書面にて明示的に破棄しない限り、または上記代理人がアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士でなくなる限り、下記日付から1年間効力が持続するものとする。

本委任状は、英国法に準拠する。

上記の証として、当社は、2005年3月10日、権限ある役員をして本委任状に署名・押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユークー) リミテッドの代表印は、下記の者の面前で押印された。

[代表印]

\_\_\_\_\_  
(署名)  
マーティン・ポーター  
エクイティーズ・バランスド勘定  
担当グローバルヘッド

\_\_\_\_\_  
(署名)  
イェン・マックスウェル  
秘書役

## 委任状

東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに本店を有するジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに事務所を有するモルガン信託銀行株式会社のサイモン・ウォールズを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005年4月8日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・  
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表取締役社長  
三木 桂一

